

東京都平和の日記念行事企画検討委員会設置要綱

平成3年9月30日
 3生コ文文第238号
 改正 平成13年4月1日
 13生文振文第54号
 改正 平成13年11月29日
 13生文振文第269号
 改正 平成19年4月2日
 18生文振企第771号
 改正 平成22年7月9日
 22生文総総第825号
 改正 令和4年3月18日
 3生総総第2076号
 改正 令和7年3月25日
 6生総総第2818号

(設置)

第1 平和の意義を確認し、平和意識の高揚を図ることを目的に東京都平和の日に行う記念行事（以下「平和の日記念行事」という。）の実施に当たり、基本的事項について意見を求め、もってその円滑な運営に資するため、東京都平和の日記念行事企画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会は、次の事項について検討し、知事に助言を行うものとする。

- (1) 平和の日記念行事の企画に関すること。
- (2) その他必要な事項

(構成)

第3 委員会は、東京都知事が委嘱する20人以内の委員をもって構成する。

(委員の任期)

第4 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。
なお、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5 委員会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は委員の互選により、副座長は座長の指名により選任する。
- 3 座長は、委員会を主宰し、会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代行する。

(招集等)

第6 委員会は座長が招集する。

2 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、生活文化局文化振興部において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、座長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成3年10月1日から施行する。

2 東京都平和の日記念行事実行委員会設置要綱(平成2年11月19日2生文文第252号生活文化局長決定)は、廃止する。

附 則(13生文振文第54号)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(13生文振文第269号)

この要綱は、平成13年11月29日から施行する。

附 則(18生文振企第771号)

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月16日から施行する。

附 則(3生総総第2076号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(6生総総第2818号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。